

# 新潟市消防職員希望降任制度実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、職員本人の意思を尊重し、個人の能力及び意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上及び組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めることを目的とする。

## （対象職員）

第2条 この要綱の適用を受ける職員は、次条の規定により降任を申し出た日において、消防司令以上の階級又は係長以上の職にある職員及び消防長が必要と認める職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 本人が、身体的理由又は精神的理由により、その職の職責を果たすことが困難であると判断する場合
- （2） 本人が、介護、育児、その他家庭の事情により、その職の職責を果たすことが困難であると判断する場合
- （3） 本人が、年齢60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後においてその職の職責を果たすことが困難であると判断する場合

## （降任の申し出）

第3条 降任を希望する職員は、降任申出書（第1号様式）により、所属長を通じて消防長に申し出るものとする。

- 2 降任の申し出期間は、毎年4月1日から9月30日までとする。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。

## （降任の決定）

第4条 消防長は、前条の規定により降任の申し出があった場合は、降任を希望する理由等について審査し、降任の可否及び降任を認める場合は降任する階級及び新潟市消防局組織規則（昭和51年新潟市規則第49号）第4条で規定する職又は新潟市消防署組織規程（昭和51年新潟市消防本部訓令第5号）第4条で規定する職を決定し、当該職員に通知するものとする。ただし、第2条で規定する消防長が必要と認める職員については、降任する階級を決定し通知するものとする。

- 2 降任する階級及び職は、原則として本人の希望を尊重するものとする。

## （降任の時期）

第5条 降任の時期は、前条の規定により降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。

(給与の取扱い)

第6条 第4条の規定により降任を決定した職員（以下「降任職員」という。）の給与は、新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）に定めるところによる。

(降任希望理由消滅の届出)

第7条 降任職員は、当該降任を希望した理由が消滅した場合は、降任希望理由消滅届（第2号様式）により、所属長を通じて消防長に届け出るものとする。

(降任希望理由消滅後の昇任)

第8条 降任を希望した理由が消滅した後の降任職員の昇任については、新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第7号）に基づく試験又は選考による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

降 任 申 出 書

年 月 日

新潟市消防長 様

所属名 \_\_\_\_\_  
階 級 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(自署の場合は押印不要)

私は、新潟市消防職員希望降任制度実施要綱第 3 条の規定により、下記のとおり降任を申し出ます。

|              |  |
|--------------|--|
| 降任を希望する階級及び職 |  |
| 降任を希望する理由    |  |
| 降任後に従事したい職務等 |  |

※ 添付書類

- ・ 本人の状況を客観的に把握できる報告書等を添付する。
- ・ 身体的、精神的理由により降任を希望する場合には、必要に応じて医師の診断書を添付する。
- ・ 介護、育児、その他家庭の事情により降任を希望する場合には、必要に応じて診断書等、その事実を客観的に把握できる書類を添付する。

(第2号様式)

降 任 希 望 理 由 消 滅 届

年 月 日

新潟市消防長 様

所属名  
階 級  
職 名  
氏 名 印

(自署の場合は押印不要)

私は、 年 月 日付で申し出た希望降任について、下記のとおり当該理由が消滅しましたので届け出ます。

|             |  |
|-------------|--|
| 降任前の階級及び職   |  |
| 降任後の階級及び職   |  |
| 降任を希望した理由   |  |
| 当該理由が解消した事由 |  |